

葛尾村告示第24号

葛尾村移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 葛尾村(以下「村」という。)は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び葛尾村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う葛尾村移住支援事業において、東京圏から村に移住した者が、県実施要領、その他法令等の定めるところによる移住支援金の支給要件を満たした場合に、葛尾村補助金等の交付等に関する規則(昭和50年葛尾村規則第2号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において移住支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 村外から住民票の異動を伴い村に転入することをいう。
- (2) 定住 5年以上継続して居住する意思を持って主たる生活拠点を村内に構えることをいう。
- (3) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (4) 県実施要領 「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」及び「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」をいう。
- (5) 対象法人 福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載されている法人をいう。
- (6) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
- (7) 就業者 次条第1号及び第2号、2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。
- (8) テレワーク実施者 次条第1号及び第3号、2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。
- (9) 関係人口 次条第1号及び第4号、2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。
- (10) 起業者 次条第1号及び第5号、2人以上の世帯にあっては同条第6号に定める要件を満たす者をいう。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が、移住支援金を受けるために申請時において満たすべき要件は以下のとおりとし、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当し、更に、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすことを必要とする。

- (1) 移住等に関する要件は、次に掲げるア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。
- (ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 令和2年4月1日以降に村に転入したこと。
 - (イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
 - (ウ) 村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) その他福島県及び村長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件は、次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア Fターン就業の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 就業先が、対象法人の求人情報に応募して採用されたものであること。
 - (ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3か月以上在職していること。
 - (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ プロ人材の場合は、福島県が地方創生推進交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件は、次に掲げるア及びイに該当し、村長が本事業における関係人口であると認める者
- ア 関係人口の対象範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (ア) 福島県、村又は村の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者
 - (イ) 村内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
 - (ウ) 多拠点で生活しており、村を主たる拠点としている者
 - (エ) 村が運営する会員制の団体（ファンクラブ）等に登録している者
 - イ 就業要件等は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (ア) 福島県内の企業に就業し、かつ次の要件を全て満たすこと。
 - a 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
 - (ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。
- (5) 起業に関する要件は、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に葛尾村に転入したこと。
 - エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後3か月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第4条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じて掲げる書類を村長に提出しなければならない。

- (1) 村に転入し、移住支援金の申請を予定している申請者は、次に掲げる期日までに、「移住支援金交付対象者登録届出書」（第1号様式）を村長に提出しなければならない。
 - ア 就業者にあつては、就業した日からおおむね3か月以内

- イ テレワーク実施者及び関係人口にあつては、転入日からおおむね3ヶ月以内
 - ウ 起業者にあつては、起業支援金の交付決定後速やかに
- (2) 前号の規定により登録した申請者は、アに掲げる期日までに、「移住支援金交付申請書兼実績報告書」(第2号様式)にイに掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。
- ア 提出期限は次のとおりとする。
- (ア) 就業者にあつては、対象法人等に継続して3か月以上在職した者であつて、かつ、村への転入後3か月以上1年以内
 - (イ) テレワーク実施者及び関係人口にあつては村への転入後3ヶ月以上1年以内
 - (ウ) 起業者にあつては、起業支援金の交付決定日から1年以内であつて、かつ、村への転入後3か月以上1年以内
- イ 交付申請時に必要となる書類
- (ア) 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」
 - (イ) 提示により本人確認ができる写真付きの身分証明書
 - (ウ) 申請者の住民票を移す直前10年間の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等、在住地、在住期間を確認できる書類
 - (エ) 移住元における就労に関する書類
 - a 東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区への通勤者は、東京23区で勤務していた企業等の退職証明書又は離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - b 東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者は、次のいずれかの書類
 - (a) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - (b) 個人事業等の納税証明書等(移住元での在勤期間を確認できる書類)
 - c 東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者は、次の全ての書類
 - (a) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - (b) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書、退職証明書又は離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
 - (オ) 就業及びテレワークに関する書類
 - a 第3条第2号のFターン就業及びプロ人材は、「就業証明書(移住支援金の申請用)(Fターン就業・プロ人材)」(第3号様式の1)
 - b 第3条第3号のテレワークは、「就業証明書(移住支援金の申請用)(テレワーク)」(第3号様式の2)
 - (カ) 関係人口に関する書類
 - a 第3条第4号アの関係人口は、「関係人口である旨の申出書(移住支援金申請用)」(第3号様式の3)
 - b 第3条第4号イ(ア)の関係人口で就業の場合は、「就業証明書(移住支援金の申請用)(関係人口)」(第3号様式の4)
 - c 第3条第4号イ(イ)の関係人口で起業等の場合は、開業届等、県内で起業したことが確認できる書類
 - d 第3条第4号イ(ウ)の関係人口で就農の場合は、就農したこと又は研修してい

ることが確認できる書類

(キ) 第3条第5号の起業者の場合は、起業支援金の交付決定通知書

(ク) 第3条第6号の世帯向けの金額を申請する場合は、移住元（転入前）において申請者と同一世帯であったことが確認できる書類（申請者を除く世帯員の住民票の除票の写し等）

（交付決定の通知）

第6条 村長は、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認め、かつ、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱第6条の交付決定を受けた場合は、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書」（第4号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 前条の規定により交付決定の通知があった申請者は、「葛尾村移住支援金交付請求書」（第6号様式）を提出しなければならない。

2 村長は、前項の請求書の提出があった日から3か月以内に復興移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、「移住支援金交付決定通知書再交付願」（第7号様式）（以下「再交付願」という。）を村長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第9条 村長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに「移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）」（第8号様式）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第10条 福島県及び村長は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、葛尾村移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 村長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び村長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において村から転出した場合

ウ 就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に村から転出した場合

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と村長が協議

して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年7月1日から施行する。
(葛尾村移住支援事業における移住支援金交付要綱の廃止)
- 2 葛尾村移住支援事業における移住支援金交付要綱（令和2年葛尾村告示第12号）は、廃止する。

第1号様式（第5条関係）

届出年月日 年 月 日

葛尾村長 様

移住支援金交付対象者登録届出書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「葛尾村移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付対象者として登録の届出をします。

1 届出者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 登録事項

(1) 移住した日（※下記欄に記入してください）

移住年月日	年 月 日	→住民票異動届出を提出し、受理された日を記入してください。
-------	-------	-------------------------------

(2) 移住支援金の内容（※該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯			
移住支援金の種類	就業	テレワーク	関係人口	起業	
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の届出者は含まない）			人	左記のうち、18歳未満の家族の人数（1の届出者は含まない）	
				人	

① 就業者（※マッチングサイト登録法人へ又は専門人材として就業した場合に記入してください）

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

② 関係人口（※関係人口で就業又は起業した場合に記入してください）

就業年月日又は開業届出年月日	年 月 日	就業	起業
----------------	-------	----	----

※就農の場合、農業法人等に就職した場合は「就業」に、独立就農した場合には「起業」に○をつけてください

③ 起業者（※起業支援事業により起業支援金の交付決定を受けた場合に記入してください）

起業支援金交付決定年月日	年 月 日
--------------	-------

（裏面に続く）

3 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

届出日から5年以上継続して、福島県双葉郡葛尾村に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
------------------------------------	----------	----------

※上記、確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元（転入前）の住所（※東京 23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期 間	住 所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

5 東京 23区での就労履歴（※東京圏から東京 23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期 間	就 労 先（勤務先等の住所）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京 23区への在任又は東京圏から東京 23区への在勤期間が必要であり、当該在任期間と通勤期間は合算することができます。

※東京 23区へ通学していた後に東京 23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京 23区への在勤後、移住前に東京 23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 添付書類 別紙1「葛尾村移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書」

【県・市町村確認欄】 ※届出者は記入しないこと

管理コード（福島県）	
管理コード（葛尾村）	窓口での本人確認書類

◇移住元の住所及び就労状況

	確 認 事 項	確 認 欄
①	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京 23区に在任又は東京圏（※）に在住し東京 23区に通勤していた	
②	住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京 23区に在任又は東京圏に在住し東京 23区に通勤していた	
③	（関係人口の場合のみ） 移住元において、本市（町村）の関係人口であった	

（※）埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く。）

葛尾村移住支援金に係る個人情報の取扱い同意書

葛尾村が、移住支援金に係る私の個人情報について、葛尾村移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

葛尾村長 様

申請者住所

署名

第2号様式（第5条関係）

申請年月日 年 月 日

葛尾村長 様

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「葛尾村移住支援金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	年 月 日	→住民票異動届出を提出し、受理された日を記入してください。
-------	-------	-------------------------------

3 移住支援金対象内容（※該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		
移住支援金の種類	就業		テレワーク		
世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の届出者は含まない）			人	左記のうち、18歳未満の家族の人数（1の届出者は含まない）	人

4 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、福島県双葉郡葛尾村に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（マッチングサイト登録求人への就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 福島県双葉郡葛尾村への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属先企業等からの命令である
（関係人口の場合のみ記載） 移住元に居住していた際の福島県双葉郡葛尾村との関わりについて	A. 関係人口であった	B. 関係人口ではなかった

※上記、各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元（転入前）の住所（※東京 23 区又は東京圏での在住履歴を記入）

期 間	住 所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 東京 23 区での就労履歴（※東京圏から東京 23 区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期 間	就労先（勤務先等の住所）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算 5 年以上の東京 23 区への在住又は東京圏から東京 23 区への在勤期間が必要であり、当該在勤期間と通勤期間は合算することができます。

※東京 23 区へ通学していた後に東京 23 区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記入）

勤務先 企業等・部署名		
勤務部署住所	〒	
勤務先へ行く （出勤する） 頻 度	回程度 / 週・月・年（選択）	行くことはない
	その他（右に具体的に記入）	

8 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円 うち、子育て加算 30,000円× 人
 ※該当する場合のみ

9 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- (1) 別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」
- (2) 提示により本人確認ができる写真付きの身分証明書
- (3) 申請者の住民票を移す直前10年間の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し等、在内地、在住期間を確認できる書類
- (4) 移住元における就労に関する書類
 - ① 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区への通勤者は、東京23区で勤務していた企業等の退職証明書又は離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
 - ② 東京23区以外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者は、次のいずれかの書類
 - a 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - b 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）
 - ③ 東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者は、次の全ての書類
 - a 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - b 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書、退職証明書又は離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (5) 就業及びテレワークに関する書類
 - ① Fターン就業及びプロ人材（前条第2号）は、就業証明書（移住支援金の申請用）（Fターン就業・プロ人材）（第3号様式の1）
 - ② テレワーク（前条第3号）は、就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）（第3号様式の2）
- (6) 関係人口に関する書類
 - ① 関係人口（前条第4号ア）は、関係人口である旨の申出書（移住支援金申請用）（第3号様式の3）
 - ② 関係人口（就業）（前条第4号イ（ア））の場合は、就業証明書（移住支援金の申請用）（関係人口）（第3号様式の4）
 - ③ 関係人口（起業等）（前条第4号イ（イ））の場合は、開業届等、県内で起業したことが確認できる書類
 - ④ 関係人口（就農）（前条第4号イ（ウ））の場合は、就農したこと又は研修していることが確認できる書類
- (7) 起業者（前条第5号）の場合は、起業支援金の交付決定通知書
- (8) 世帯向けの金額（前条第6号）を申請する場合は、移住元（転入前）において申請者と同一世帯であったことが確認できる書類（申請者を除く世帯員の住民票の除票の写し等）

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと

管理コード（福島県）			
管理コード（葛尾村）		窓口での本人確認書類	

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 葛尾村移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び葛尾村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 葛尾村移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

葛尾村長 様

申請者住所

署名

第3号様式の1（第5条関係）

就業証明書（移住支援金の申請用）（Fターン就業・プロ人材）

年 月 日

葛尾村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() - -
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号(※2)	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

- (※1) 葛尾村移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び葛尾村の求めに応じて、福島県及び葛尾村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。
- (※2) 福島県以外の都道府県のマッチングサイトに掲載している法人の場合は、当該マッチングサイトの掲載情報等を証明する資料を添付してください。

第3号様式の2（第5条関係）

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）

年 月 日

葛尾村長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	() - -
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

(※1) 葛尾村移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び葛尾村の求めに応じて、福島県及び葛尾村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄（申請者等は記入しないでください。）	
移住前から同企業等に所属していることを確認している。	
申請日時点で、移住元での業務を引き続きテレワークにより行っていることを確認している。	

葛尾村長 様

関係人口である旨の申出書（移住支援金申請用）

葛尾村移住支援金交付要綱第3条第4号における関係人口である旨を下記のとおり申し出ます。

1 申出（申請）者欄（※下記欄に記入してください）

フリガナ		性別	生 年 月 日
氏 名			年 月 日
住 所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 関係人口の要件（※該当する欄に○を付けてください）

①	県、葛尾村又は葛尾村の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した。 ※下記にイベント開催年月日、名称を記載してください。		
	イベント名称	開催日	年 月 日
②	葛尾村内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している ※活動期間、団体等について下記に記載してください。		
	活動期間	年 月 ～ 年 月（現在）	活動の 主催団体等
③	多拠点で生活しており、葛尾村を主たる拠点としている		

※上記①～③の要件を満たすことが確認できる書類等がある場合、併せて提出してください。

【県・市町村確認欄】 ※申出者は記入しないこと

管理コード（福島県）	
管理コード（葛尾村）	

第3号様式の4 (第5条関係)

就業証明書 (移住支援金の申請用) (関係人口)

年 月 日

葛尾村長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() - -
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約

(※1) 葛尾村移住支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び葛尾村の求めに応じて、福島県及び葛尾村に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

様

葛尾村長

移住支援金交付決定兼確定通知書

葛尾村移住支援金交付要綱の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 葛尾村は、葛尾村移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - （1）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 葛尾村及び福島県は、葛尾村移住支援金交付要綱の規定に基づき、葛尾村移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

番 号
年 月 日

様

葛尾村長

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※ 却下理由は、葛尾村移住支援金交付要綱第3条（対象者要件）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は具体的な理由を記入するものとする。

葛尾村移住支援金交付請求書

年 月 日

葛尾村長 様

請求者 住 所 葛尾村大字 字

氏名（署名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました葛尾村移住支援金について、葛尾村移住支援金交付要綱に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関（ゆうちょ銀行以外）

金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本 ・ 支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(2) 金融機関（ゆうちょ銀行）

通帳記号番号（5桁）	
受取口座番号（7桁）	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義は請求者本人名義のものに限ります。

※指定口座の預金通帳の写しを添付してください。

様

葛尾村長

移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）

葛尾村移住支援金交付要綱の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 葛尾村は、葛尾村移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - （1）虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （2）移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （3）就業者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （4）起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - （5）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に葛尾村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 葛尾村及び福島県は、葛尾村移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、葛尾村移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--